

# 会 員 規 約

## 第 1 条(定義)

本規約によって定める条項は株式会社アクトライフが運営するBAMBOO(以下「本クラブ」という)に適用されるものとします。

## 第 2 条(目的)

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流及び親睦を深めることを目的とします。

## 第 3 条(会員制度)

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会される方または法人は、会社が指定する入会申込書、確認書等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
3. 本クラブは、会員の種類を設定または廃止することがあります。

## 第 4 条(入会資格)

本クラブの入会資格は、以下のとおりとします。

- (1)本規約及び本クラブの諸規則を遵守する方  
(なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします)
- (2)刺青、タトゥーなどをしていない方
- (3)暴力団関係者でない方
- (4)医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方
- (5)妊娠中でない方
- (6)伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方
- (7)公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方
- (8)会社が適当と認めた方

## 第 5 条(会員証)

1. 本クラブは、会員に対し会員証を交付します。
2. 会員証には、必ず氏名を記載していただくこととします。(法人会員を除く)
3. 会員は、本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
4. 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。
5. 法人会員は、本クラブ利用に際し、当該法人に属することを証する証明書を提示しなければなりません。
6. 会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

## 第 6 条(入場の禁止及び退場)

本クラブは、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

- (1)刺青、タトゥーなどのある方
- (2)暴力団関係者
- (3)本規約及び本クラブの諸規則を遵守しない方
- (4)医師等により運動を禁じられている方
- (5)妊娠中の方
- (6)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- (7)酒気を帯びている方
- (8)会社が不適当と認めた方
- (9)その他本クラブの施設を利用することが困難であると会社が認めた方

## 第 7 条(諸規則の遵守)

1. 会員は、本規約、確認書及び本クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。
2. 施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

## 第 8 条(諸手続き)

1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 会社より会員の住所宛に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、会社は通知の未達等以後の責を負いません。

## 第 9 条(退会)

1. 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の1ヶ月前までに、会社所定の書面により本クラブのフロントにて手続きを完了しなければなりません。なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。  
(電話または郵送等による申し出は受け付けられません)

2. 前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
3. 会費、利用料等が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
4. 退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
5. 会員が自己都合により会費を3ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。但し、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

## 第 10 条(会員資格の停止及び除名)

1. 会社は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止、または除名し、本クラブ利用契約を解除することができます。
  - (1)会社または本クラブの名誉、信用を傷つけたとき
  - (2)本規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき
  - (3)会費その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき
  - (4)会社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
  - (5)本クラブの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると会社が認めたと
  - (6)他の会員に迷惑となる行為をしたと会社が認めたと
  - (7)その他、会員としてふさわしくない言動があったと、会社が認めたと
  - (8)本クラブ入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと会社が認めたと
2. 前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

## 第 11 条(資格喪失)

会員は、次の場合にその資格を喪失します。

- (1)退会
- (2)死亡または法人の解散
- (3)除名
- (4)運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

## 第 12 条(会員資格の譲渡)

本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

## 第 13 条(会員証発行等事務手数料、会費及び利用料)

1. 会員証発行等登録料は、会社が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければなりません。会員証発行等登録料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、会社が別に定める金額の月会費、利用料等の会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、即納の会費、利用料は理由の如何を問わずこれを返還しません。
3. 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。
4. 会社は、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

## 第 14 条(会員証発行等事務手数料、会費及び利用料等の改定)

1. 会社は、別に定める会員証発行等登録料、会費及び利用料等を改定することができます。
2. 前項の改定を行う場合、会社は1ヶ月前までに本クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。
3. 会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間及び内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

## 第 15 条(施設の利用制限)

1. 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理若しくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することができます。
2. 会社が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

## 第 16 条(会員以外の施設の利用)

会社は、特に必要と認めた場合(ドロップイン等の1回利用者)、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができ、利用について会員規約が適用されるものとします。

## 第 17 条(営業日及び営業時間、定休日)

本クラブの営業日及び営業時間、定休日については、別に定めます。

# 会 員 規 約

## 第 18 条(休業)

1. 会社は、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。
  - (1) 気象、災害、その他やむを得ない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
  - (2) 警報・注意報等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
  - (3) 施設の点検、補修または改修をするとき
  - (4) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき
  - (5) 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき
2. 本条第 1 項(3)号から(5)号に定める事由による休業を行う場合、会社は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。
3. 本条第 1 項(1)号および(2)号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要はないものとします。

## 第 19 条(事故発生)

本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。ドロップイン等の 1 回利用者についても同様とします。

## 第 20 条(盗難及び紛失)

会員及びドロップイン等の 1 回利用者が本クラブの利用に際して生じた盗難及び紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

## 第 21 条(会員の損害賠償責任)

会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。ドロップイン等の 1 回利用者も同様に損害賠償の責に任ずるものとします。

## 第 22 条(解散)

1. 会社は、やむを得ざる事情による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。
2. 解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません。

## 第 23 条(通知方法)

本規約及び会社の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に掲示する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。

## 第 24 条(本規約その他の諸規則の改正)

会社は、本規約、細則、利用規定、その他本スタジオの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は全ての会員に適用されます。

## 第 25 条(個人情報保護)

本クラブが知り得た個人情報は、当社個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に則り、法令遵守のうえ、厳正な取り扱いを致します。

## 第 26 条(発行)

本規約は、2011 年 4 月 1 日より発効します。

2014 年 12 月 1 日改定

年 月 日

会員規約及び個人情報の取り扱い事項を承認の上、これを遵守し、会員登録を申し込みます。

署名

Tokyo Fitness Building BAMBOO 〒105-0004 東京都港区新橋 5-35-8 水野ビル 1~3F TEL03-6432-4384